

相模原市立相模原市民ギャラリー条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 4 7 号

相模原市立相模原市民ギャラリー条例の一部を改正する条例

相模原市立相模原市民ギャラリー条例(平成 9 年相模原市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 1 号の表中

「

2 5 , 3 0 0 円	3 2 , 8 0 0 円
1 4 , 1 0 0 円	1 8 , 2 0 0 円
1 4 , 1 0 0 円	1 8 , 2 0 0 円

を

」

「

2 6 , 8 0 0 円	3 4 , 8 0 0 円
1 5 , 0 0 0 円	1 9 , 3 0 0 円
1 5 , 0 0 0 円	1 9 , 3 0 0 円

に改める。

」

別表第 2 展示室の部ピンスポットライトの項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 1 第 1 項第 1 号の規定は、令和 1 0 年 1 月 1 日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。